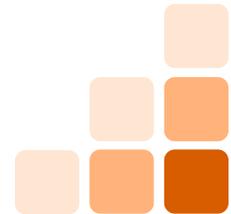


# 法制審答申を斬る！

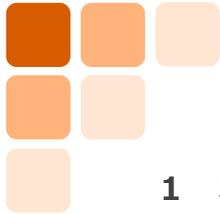
冤罪救える法制度を作ろう

田岡直博

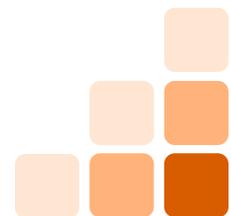
弁護士（香川県弁護士会）  
法制審議会－刑事法（再審関係）部会幹事



1

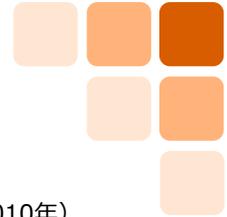


- 1 なぜ、再審法改正が法制審に諮問されたのか
- 2 再審関係部会では、どのような議論が行われたのか
- 3 再審関係部会の答申は、どのようなものか
- 4 法制審総会における裁決の結果は、どうなったか
- 5 いま、私達にできることは何か



2

## 1 なぜ、再審法改正が法制審に諮問されたのか



- (1) 四大死刑再審事件と日弁連による再審法改正運動（1977年改正案→1985年改正案）
- (2) 通常審の証拠開示規定の創設（2006年）と厚生労働省元局長事件（村木事件）（2010年）
- (3) 法務省による問題の先送り：新時代の刑事司法特別部会（2011年～2014年）→刑事手続協議会・幹事会（2017年～2022年）→在り方協議会（2022年～）
- (4) 日弁連による再審証拠開示意見書（2019年）・再審法改正意見書（2023年改正案）の公表
- (5) 超党派議連の結成（2024年3月）と議連案の作成（2024年12月骨子案、2025年3月要綱案）
- (6) 法務大臣による法制審への諮問（諮問第129号）（2025年3月）
- (7) 野党六党による議員立法（議連案）の提出（第217回国会衆法第61号）（2025年6月）

3

諮問第百二十九号

近時の刑事再審手続をめぐる諸事情に鑑み、同手続が非常救済手続として適切に機能することを確保する観点から、再審請求審における検察官の保管する裁判所不提出記録の弁護人による閲覧及び謄写に関する規律、再審開始決定に対する不服申立てに関する規律、再審請求審における裁判官の除斥及び忌避に関する規律その他の刑事再審手続に関する規律の在り方について、御意見を賜りたい。

4

2025/10/28 10:38 衆議院の審議録の一部を改正する法律案

衆議院  
The House of Representatives, Japan

本会議・委員会等 立法情報 議員情報 国会関係資料 各種手続 English

衆議院トップページ > 立法情報 > 第217回国会 議案の一覧 > 議案本文情報一覧 >  
●刑事訴訟法の一部を改正する法律案

第二十七回  
衆議院第一号  
刑事訴訟法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条に次の一号を加える。

八 裁判官が再審又は再審の請求の手続について、当該再審請求もしくは再審の請求に係る事件の裁判又はその裁判の基礎となった取調べに関与したとき、ただし、委託裁判官として関与した場合は、この限りでない。

第二十六条第一項中「第二十条第七号の七の規定を除いて、裁判所書記官にこれを」と「第二十条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）の規定を除き、裁判所書記官に」と改める。

第四百四十四条の次に次の五号を加える。

第四百四十四条の二 再審の請求を受けた裁判所は、再審請求人等（再審の請求をした者又はその代理人をいう。以下この篇において同じ。）の申立てにより又は職権で、再審の請求の手続を行う期日を相定し、又はこれを変更することができる。

前項の期日には、検察官を出席させることができる。

第一項の期日は、これを再審請求人等及び期日の規定により出席させる検察官に通知しなければならない。

第四百四十四条の三 前条第一項の期日においては、裁判長が手続を指揮する。

前条第一項の期日における手続については、裁判所の規則の定めるところにより、簡書を作成しなければならない。

第四百四十四条の四 再審の請求を受けた裁判所は、検察官、司法警察職員その他の公務員が保管する写本再審の請求に係る事件に関する証拠又は送致書類等（事件の取扱いに関する事項に基づき司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、送致された書類及び送達物に關し、その題目、送付先等を記録したものをいう。）（検察官以外の公務員が保管するものにあつては、裁判官が入手することが出来るものに限る。以下この篇において「検察官保管証拠等」という。）であつて、当該再審の請求の理由に関連すると認められるものについて、再審請求人等から提示の請求があつた場合においては、次に掲げるときを除き、決定で、検察官に対し、再審請求人等に対する提示を命じなければならない。この場合において、裁判所は、照会の期間短くし方法相定し、又は提示の条件を付することができる。

- 一 再審の請求が不適法であるとき。
- 二 再審の請求に理由がないことが明らかとなつたとき。
- 三 再審の請求の理由と提示の請求に係る検察官保管証拠等との関連性の程度その他の提示の必要性の程度並びに提示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮して相当と認めるとき。

再審請求人等は、前項の提示の請求をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 提示の請求に係る検察官保管証拠等を提示するに足らざる事項
- 二 再審の請求の理由と提示の請求に係る検察官保管証拠等との関連性その他の提示の必要性

第一項の提示は、検察官保管証拠等を調査する機会（弁護人に対しては、複製し、かつ、謄写する機会）をなせる方法によりするものとする。

再審の請求を受けた裁判所は、第一項の提示の請求について決定をするときは、検察官の意見を聴かなければならない。

[http://www.shugi.go.jp/isnet/ettk\\_gan\\_nsf/html/ganhouhon/hanq/2170501.htm](http://www.shugi.go.jp/isnet/ettk_gan_nsf/html/ganhouhon/hanq/2170501.htm) 102

5

2025/10/28 10:38 衆議院の審議録の一部を改正する法律案

第一項の提示の請求に対しては、即時執行をすることができる。

第四百四十四条の五 再審の請求を受けた裁判所は、検察官保管証拠等について、再審請求人等に対する提示の必要性の程度並びに提示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮して相当と認めるときは、職権で、検察官に対し、再審請求人等に対する提示を命ずることができる。この場合においては、前条第一項後段の規定を準用する。

前項の提示については前条第三項の規定を、前項の規定については同条第四項及び第五項の規定を準用する。

第四百四十四条の六 再審の請求を受けた裁判所は、第四百四十四条の四第一項又は前条第一項の規定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、検察官保管証拠等の写本又は複製品保管証拠等であつて裁判所の指定する範囲に属するものの題目を記載した一覧表の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該検察官保管証拠等又は当該一覧表の複製又は謄写をさせないことができる。

前項の規定は、第四百四十四条の四第五項（前条第二項において準用する場合を含む。）の即時執行が所屬する裁判所について準用する。

第四百五十条の次に次の二号を加える。

第四百五十条の二 第四百二十九条第二項、第四百三十三条第一項及び前条の規定にかかわらず、検察官は、第四百四十八条第一項の規定に対しては、第四百二十八条第二項の真贋の平立で、第四百三十三条第一項の報告及び即時報告をすることはできない。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過）

第二条 連帯は、この法律の施行後三年を目途として、積立金庫が作成した積立及び積立した証書の目的の作成及び保存の在り方、再審の請求をしようとする者に対する検察官保管証拠等（この法律による改正後の刑事訴訟法（次条において「新法」という。）第四百四十四条の四第一項に規定する検察官保管証拠等をいう。）の提示の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（経過措置）

第三条 新法の規定は、この法律の施行の期日に係属している再審及び再審の請求の手続についても、運用する。

（関係法律の整備）

第四条 この法律の施行に伴う関係法律の整備については、別に法律で定める。

理 由

再審制度によって冤（えん）罪の被害者を適正かつ迅速に救済し、その基本的人権の保障を全うする観点から、再審又は再審の請求に係る報告事件の裁判に關与した裁判官の確保及び処置、再審の請求の手続における検察官保管証拠等の提示命令等について定めるとともに、再審開始の決定に対して検察官の不協同を促す必要が生じることがある。これが、この法律案を提出する理由である。

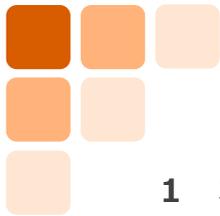
ホームページについて Webアクセスガイド リンク・著作権等について お問い合わせ

事務局  
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1  
電話（代電） 03-3563-0111  
高松部

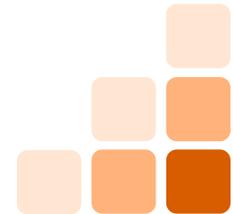
Copyright © Shugin All Rights Reserved.

[http://www.shugi.go.jp/isnet/ettk\\_gan\\_nsf/html/ganhouhon/hanq/2170501.htm](http://www.shugi.go.jp/isnet/ettk_gan_nsf/html/ganhouhon/hanq/2170501.htm) 202

6



- 1 なぜ、再審法改正が法制審に諮問されたのか
- 2 再審関係部会では、どのような議論が行われたのか
- 3 再審関係部会の答申は、どのようなものか
- 4 法制審総会における裁決の結果は、どうなったか
- 5 いま、私達にできることは何か



7

## 2 再審関係部会では、どのような議論が行われたのか

- (1) 総会の開催と再審関係部会の設置：委員・幹事の人選（第1回）
- (2) ヒアリングの実施：えん罪被害人・弁護人＋被害人・元検察官・元裁判官（第2回及び第3回）
- (3) 「論点整理（案）」（14項目）の取りまとめ（第4回）
- (4) 「たたき台」改め「検討資料」（7項目）と3名意見書の提出（第13回→第16回）
- (5) 「試案」（6項目）と修正案の提出（第13回試案→第16回修正案→第17回追加修正案→第18回修正案）
- (6) 仮想事例を用いた検討（第15回：証拠開示、第17回：調査手続）と附帯事項に対する修正意見の提出（第16回提案→第17回追加提案→第18回修正意見）
- (7) 再審関係部会における裁決：反対3（鴨志田・村山・山本）（第18回）



8

## 法制審議会刑事法（再審関係）部会委員等名簿

(令和7年10月31日現在)

(注) ○印は法制審議会委員を示す。

## 部会長

早稲田大学教授 大澤 裕

## 委員

京都大学大学院法学研究科教授 池田 公博

同志社大学法学部教授 宇藤 崇

東京地方裁判所部総括判事 江口 和伸

弁護士（京都弁護士会所属） 鶴志田 祐美

東京大学大学院法学政治学研究科教授 川出 敏裕

慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授 後藤 眞理子

早稲田大学大学院教授 ○ 酒巻 匡

法務省刑事局長 佐藤 淳

警察庁刑事局長 重松 弘教

最高裁判所事務総局刑事局長 平城 文啓

東京高等検察庁検事官 崎 香織

弁護士（東京弁護士会所属） 村山 浩昭

弁護士（第二東京弁護士会所属） 山本 剛

## 幹事

法務省刑事局刑事法制企画官 今井 誠

名古屋大学大学院法学研究科教授 小島 淳

弁護士（香川県弁護士会所属） 田岡 直博

法務省刑事局刑事法制管理官 玉本 祥之

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 榎 光直樹

警察庁刑事局刑事企画課長 中山 仁剛

東京大学教授 成瀬 剛

内閣法制局参事官 吉田 誠

法務省大臣官房審議官 吉田 賢之

## 関係官

法務省特別顧問 井上 正仁

法務省特別顧問 寺田 逸郎

9

## 論点整理（案）

1 再審請求審における検察官の保管する裁判所不提出記録の弁護人による閲覧・謄写

- (1) 再審請求審における閲覧・謄写に関する規律を設けるか
- (2) 再審請求審における検察官による証拠の一覧表の提出に関する規律を設けるか
- (3) 再審請求の準備段階における閲覧・謄写に関する規律を設けるか
- (4) 再審請求審において閲覧・謄写した証拠の目的外使用を禁止するか
- (5) 裁判所不提出記録・証拠物の保存・管理に関する規律を設けるか
- (6) 証拠物の証拠価値の保全・鑑定に関する規律を設けるか

2 再審開始決定に対する不服申立て

- 再審開始決定に対する不服申立てを禁止するか

3 再審請求審における裁判官の除斥・忌避

- 再審請求審における裁判官の除斥・忌避に関する規律を設けるか

4 再審開始事由

- (1) 刑事訴訟法第435条第6号の規定を改めるか
- (2) 死刑判決について、量刑等に関する事実認識を再審開始事由とするか
- (3) 手続の憲法違反を再審開始事由とするか
- (4) 刑事訴訟法第437条の規定を改めるか

10

5 再審請求事件の管轄裁判所

- 再審請求事件の管轄裁判所を確定審の第一審裁判所とするか

6 再審請求権者の範囲

- 再審請求権者の範囲を拡大するか

7 弁護人による援助

- (1) 再審請求審又はその準備段階における国選弁護制度を創設するか
- (2) 再審請求審又はその準備段階における弁護人等との接見交通に関する規律を設けるか

8 再審請求の審理に関するその他の手続規定

- (1) 本格的な審理を要しない事案について、迅速な処理を可能とする規律を設けるか
- (2) 期日指定に関する規律を設けるか
- (3) 請求理由についての陳述の機会を付与することとするか
- (4) 請求理由の追加・変更に関する規律を設けるか
- (5) 事実の取調べについての請求権を付与することとするか
- (6) 事実の取調べ後の意見陳述の機会を付与することとするか
- (7) 手続の受審を認めることとするか
- (8) 審理の終結及び決定日を告知することとするか
- (9) 審理を公開することとするか

9 再審請求又は再審開始決定があった場合の刑の執行停止

11

- (1) 再審請求があった場合の刑の執行停止に関する規定を改めるか
- (2) 再審開始決定があった場合の刑の執行停止に関する規定を改めるか

10 再審請求に係る決定に対する不服申立期間

- 再審請求に係る決定に対する不服申立期間を延長するか

11 再審請求審又は再審公判における被害者参加

- (1) 再審請求審における被害者参加を認めることとするか
- (2) 再審公判における被害者参加に関する規定を改めることとするか

12 再審請求審において取り調べられた証拠の再審公判における取扱い

- 再審請求審において取り調べられた証拠の再審公判における取扱いに関する規律を設けることとするか

13 再審請求手続に関する費用補償制度

- 再審無罪となった事件について、再審請求手続に要した費用を補償することとするか

14 その他

- 再審請求に関する事項を被害者等通知制度の対象とするか

12

## 今後の議論のための検討資料

【注】この資料は、これまでの法制審議会刑事法（再審関係）部会の議論を踏まえ、今後の3回目の議論に資するため、事務局において部会長の了承の下に作成したものである。

13

### 第4 再審請求の審理に関するその他の手続規定

- 1 再審の請求の方式**
- (1) 再審の請求をするには、その理由を記載した書面を管轄裁判所に差し出さなければならないものとする。
- (2) (1)の書面には、証拠書類又は証拠物及び原判決の裁判書の謄本を添えなければならないものとする。
- 2 再審の請求についての調査手続**
- (1) 再審の請求を受けた裁判所は、遅滞なく、その請求について調査しなければならないものとする。
- (2) (1)による調査をした裁判所は、次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからウまでに定める決定をしなければならないものとする。
- ア 次の(イ)から(オ)までに掲げる場合 再審の請求を棄却する決定
- (イ) 再審の請求が法令上の方式に違反したものであると認めるとき。
- (ロ) 再審の請求が請求権の消滅後にされたものであると認めるとき。
- (ハ) 1(1)の書面に記載された再審の請求の理由が明らかに刑事訴訟法第435条又は第436条第1項に規定する事由に該当しないと認めるとき。
- (ニ) (イ)に掲げるもののほか、再審の請求が理由のないものであると認めるとき。
- イ 再審の請求が理由のあるものであると認めるとき 再審開始の決定
- ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 審判を開始する旨の決定（以下「審判開始決定」という。）
- (3) (2)ア又はイの決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- 3 再審請求における事実の取調べ**
- (1) 再審の請求を受けた裁判所は、審判開始決定をした後でなければ、事実の取調べをすることができないものとする。
- (2) 再審の請求をした者、弁護人又は検察官は、審判開始決定をした裁判所に對し、事実の取調べを請求することができるものとする。
- 4 再審の請求についての意見聴取並びに審理を終結する日の指定及びその通知**
- (1) 審判開始決定をした裁判所は、審理を終結するには、再審の請求について、再審の請求をした者及び弁護人並びに検察官の意見を聴くとともに、審理を終結する日（以下4において「審理終結日」という。）を定めなければならないものとする。
- (2) 裁判所は、審理終結日を定めるには、審理の終結について、再審の請求をした者又は弁護人及び検察官の意見を聴かななければならないものとする。

5

14

- ② 審理終結日は、再審の請求をした者、弁護人及び検察官に通知しなければならないものとする。
- ④ 裁判所は、再審の請求をした者、弁護人若しくは検察官の請求により、又は職権で、審理終結日を変更することができるものとする。
- ⑤ 審理終結日を変更するには、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、再審の請求をした者又は弁護人及び検察官の意見を聴かなければならないものとし、ただし、急遽を要する場合は、この限りでないものとする。
- ⑥ 裁判所は、適当と認めるときは、再審の請求をした者、弁護人若しくは検察官の請求により、又は職権で、決定で、終結した審理を再開することができるものとする。
- 5 再審の請求について決定をする日の指定及びその通知**
- ① 裁判所は、審理を終結したときは、遅やかに、再審の請求について決定をする日（以下において「決定日」という。）を定めなければならないものとする。
- ② 決定日は、再審の請求をした者、弁護人及び検察官に通知しなければならないものとする。
- ③ 裁判所は、決定日を変更することができるものとする。
- 6 手続の整備**
- ① 審理開始決定があった場合において、再審の請求をした者が死亡したときは、再審の請求の手続は、中断するものとし、この場合において、刑事訴訟法第439条第1項第2号から第4号までに掲げる者は、その手続を受け継ぐことができるものとする。
- ② ①による受継の申立ては、再審の請求をした者の死亡の日から1箇月以内に行われなければならないものとする。
- ③ ①による中断があったときは、期間（②の期間を除く。）は、進行を停止するものとし、この場合においては、①による受継があった時から、新たに全期間の進行を始めるものとする。
- ④ ②の期間内に②の申立てがないときは、裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならないものとする。

**【検討課題】**

- ① 再審の請求についての調査手続について
- 「調査」の意義について、どのように考えるか。
- ② その他

6

15

**【馳志田委員、村山委員及び田岡幹事提出資料】**

2025年（令和7年）12月12日

今後の議論のための検討資料に関する私達3名の意見

法制審議会－刑事法（再審関係）部会

委員 馳志田 拓英

委員 村山 浩昭

幹事 田岡 直博

私達は、法制審議会－刑事法（再審関係）部会の委員・幹事として、当部会の調査審議に参加してまいりました。12回に及ぶ会議の中で、現行法上の再審請求手続に証拠開示や審理手続に関する規定がないことにより、また、再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより、無事の救済が著しく遅れ、そのためにえん罪被害者のかけがえない人生と尊厳を奪ってきたという立法事実を、あまたの具体例とともにお示ししてきました。

今般三巡目の議論に当たり、事務当局から「今後の議論のための検討資料」が示されました。これに関し、私たちは、緊急に意見表明せざるを得ません。その理由は、この検討資料は、これまでの議論を適切に反映したものとはなっていないばかり

1

16

## 【鴨志田委員、村山委員及び田岡幹事提出資料】

か、えん罪被害者の救済に逆行し、再審法の改悪になりかねないことを強く懸念するからです。

私達は、「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」（以下「議連」といいます。）が作成し、衆議院に提出されている刑事訴訟法の一部を改正する法律案（衆法第61号、以下「議連法案」といいます。）の「再審制度によって冤罪の被害者を適正かつ迅速に救済し、その基本的人権の保障を全うする観点から、再審又は再審の請求に係る被告事件の裁判に因与した裁判官の除斥及び忌避、再審の請求の手續における検察官保管証拠等の開示命令等について定めるとともに、再審開始の決定に対して検察官の不服申立てを認めないこととする必要がある」という提出理由に深く共鳴します。

議連法案においては、まず、再審請求人が証拠開示請求を行った場合には、裁判所は原則として検察官に対し、証拠開示を命じなければならないとする「義務付け」規定を置いています（議連法案444条の4）。この場合、再審請求人には「再審請求理由との関連性」の説明が求められますが、これについて、議連が令和7年11月14日付で平口洋法務大臣に提出した「再審法改正にかかる要望」によれば、同規定により開示される証拠開示の範囲は、「再審請求理由におよそ関連しない証拠については請求による開示命令の対象から除外する趣旨にすぎず、再審請求理由に直接・間接に関連すると認められる証拠であれば、広くその対象とし得る」とされています。また、再審請求人の請求がなくても、裁判所は必要と認めるときには職権で検察官に証拠開

2

17

**鴨志田委員：**（略）事の起こりは、複数のマスコミから「12月5日の午後5時30分より法務省が事前のレクを行うことになったのだが」という問い合わせが私ども委員の方に来ました。それによれば、既に午後3時30分頃には司法記者クラブにたたき台案と題する文書も送られているということでした。私たち委員、幹事に法務省からメールでたたき台案—今日では「今後の議論のための検討資料」というタイトルに変わっておりますが、そのことについては後に述べます—が送られたのは17時31分でした。記者レクの開始時刻とほぼ同じ時刻です。**法務省が部会の構成員である私たち委員、幹事よりも先にマスコミに資料を送り事前レクを行うというのは、異常な事態だ**と思います。そして、送られたたたき台案については時期的、手続的、内容的に看過し難い重大な疑義、問題点があると考えます。

18

**田岡幹事：**（略）これは二巡目の議論を取りまとめたものとは認められないので、これを前提に三巡目の議論を進めることは了承しかねる、もしこれをたたき台案として三巡目の議論を進めるというのであれば、これは飽くまで事務当局の案であって、この部会における委員、幹事の方了承を終えたものではないということを明確にさせていただきたいということをお伝えしました。その結果、名称がたたき台案から検討資料に変更され、1枚目に注記として、事務当局が部会長の了承の下に作成したものであるということが記載されるに至ったという経緯であったと認識しております。

このような経緯を踏まえ、事務当局と本部会の役割及びそれぞれがどこまでの権限を持っているのかということを確認しておかないと、**あなたもこの部会が事務当局案を単に承認するだけの「お飾り」のような位置付けになってしまっているのではないか**という疑念を持たれかねず、ひいては本部会の公正性、中立性及び専門性に疑義を持たれかねないのではないかと危惧します。

19

【鴨志田委員、村山委員及び田岡幹事提出資料】

2026年（令和8年）1月20日

法務省事務当局作成の「草案」に対する私達3名の意見

法制審議会一刑事法（再審関係）部会

委員 鴨志田 祐美

委員 村山 浩昭

幹事 田岡 直博

意見の趣旨

私達は、法務省事務当局が作成した「草案」（以下、「法務省事務当局草案」といいます。）に反対し、「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」（以下、「議連」といいます。）が取りまとめ、第217回国会に提出された刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第217回国会衆議案第61号。以下、「議員立法案」といいます。）を改めて支持します。

当部会における議論の取りまとめにおいては、「再審制度によって冤（えん）罪の被害者を適正かつ迅速に救済し、その基本的人権の保障を全うする観点」（議員立法案の提出理由）に立ち回り、議員立法案を踏まえ、これに私達の意見を付加した「法務省事務当局草案に対する修正案」（以下、「修正案」といいます。）に即した修正がなされるべきです。

意見の理由

第1 はじめに

法務省事務当局草案は、3巡目の議論のために法務省事務当局が作成し、マスコミに公表した「今後の議論のための検討資料」（第13回会議配付資料）の内容とほとんど同じであり、再論併記になっていた論点のうち、再審請求書における検察官の保管する裁判所不提出記録の弁護人による閲覧、再審請求書における

1

20

## 【鴨志田委員、村山委員及び田岡幹事提出資料】

裁判官の除斥・忌避及び再審請求手続に関する費用補償制度については、一方の案を削除した上で、前2者については「再審請求審における証拠の提出命令等」、「再審請求審・再審公判における裁判官の除斥」と標題を改め、再審開始決定に対する不服申立てについては、項目自体が削除されたものです。

3巡目の議論において、日本弁護士連合会推薦の委員・幹事が求めた意見は全く採用されていません（第13回会議田岡幹事提出資料②「2巡目の議論を踏まえた、意見の集約に向けた試案」参照）。再審請求の準備段階における国選弁護制度及び弁護人等との接見交通に関する規律など、証拠開示及び調査手続の前提となる制度についても、全く取り入れられていません。

また、「諮問第129号」（第1回会議配布資料1）において検討対象として明示的に列挙された「再審開始決定に対する不服申立てに関する規律」については、法務省事務当局試案には一切盛り込まれていません。

これでは、本委員会における取りまとめが「これまでの議論を適切に反映したものとはならないばかりか、えん罪被害者の救済に逆行し、再審法の改悪になりかねない」（第13回会議鴨志田委員、村山委員及び田岡幹事提出資料「今後の議論のための検討資料に関する私達3名の意見」参照）、「この部会が事務当局案を単に承認するだけの『お飾り』のような位置付けになってしまっている」「本委員会の公正性、中立性及び専門性に疑義を持たれかねない」（第13回会議における田岡幹事発言）という懸念が現実化したといわざるを得ません。

## 第2 法務省事務当局試案の問題点

## 1 調査手続

問題点の第一は、「再審の請求についての調査手続」という制度を新たに設けて、「審判開始決定」がなされない限り、再審の請求についての意見聴取、事実の取調べ及び証拠の提出命令を行うことができないとされていることです（試案第3・2、同第3・4、同第3・3及び同第1・1）。

現行法では、再審の請求についての意見聴取は義務的なものとされており、これを省略することはできません（刑訴規則第286条）。また、裁判所は、必要がある場合には、事実の取調べ及び証拠の提出命令を行うことができ（刑事訴訟法第43条第3項、同第445条）、時期に制限はありません。試案はこれらを禁止することにより、迅速に再審請求を棄却することを義務付けるものです。

3巡目における議論を踏まえて、調査手続によって再審の請求を棄却する決定をすべきとされる場合（第3・2・（2）・ア）について、同（エ）の文言

2

21

**鴨志田委員：**（略）この「法務省事務当局試案」は、三巡目の議論のために法務省事務当局が作成しマスコミに公表した「今後の議論のための検討資料」と題する第13回会議での配布資料とほとんど同じ内容です。ただ、両論併記になっていた論点のうち、再審請求審における検察官の保管する裁判所不提出記録の弁護人による閲覧、再審請求審における裁判官の除斥・忌避及び再審請求手続に関する費用補償制度については、一方の案を削除したという形になっています。また、再審開始決定に対する不服申立てについては、項目自体が削除されています。三巡目の議論において私たち日弁連推薦の委員・幹事が求めた意見は全く採用されていません。再審請求の準備段階における証拠の閲覧・謄写に関する規律、再審請求審及びその準備段階における国選弁護制度及び弁護人等との接見交通に関する規律など、証拠開示や調査手続の前提となる制度についても全く取り入れられていません。また、今回の諮問第129号において検討対象として明示的に列挙された再審開始決定に対する不服申立てに関する規律については、「法務省事務当局試案」には一切盛り込まれていません。

22

私たちが第13回会議で提出した意見書や、田岡幹事の発言でお示した**これまでの議論を適切に反映したものとはなっていないばかりか、えん罪被害者の救済に逆行し、再審法の改悪になりかねない**、この部会が事務当局案を単に承認するだけのお飾りのような位置付けになってしまっている、本部会の公正性、中立性及び専門性に疑義を持たれかねないという疑義、懸念が現実化したと言わざるを得ません。

このような「法務省事務当局試案」の内容は、袴田事件を始めとする近年のえん罪無罪事例の示す立法事実を無視し、これまでの議論を適切に反映したものとなっていないばかりか、えん罪被害者の救済に逆行し、再審法の改悪になりかねないものです。なぜこのような立法事実を無視し、諮問の趣旨に反して、再審開始決定及び再審無罪判決を出せないように制限し、迅速に再審請求を棄却する再審法の改悪案が作成されたのかと考えるとき、私たちは当部会の議事運営を法務省事務当局が主導していること自体に問題があることを指摘せざるを得ません。

23

**鴨志田委員**：（略）日弁連の委員・幹事の提案は、しばしば理論的課題を克服できていないという理由で排斥されました。しかし、**改正の必要を示す切実な立法事実が存在するとき、制度改革の実現のために、立場を超えて理論的課題を克服するための議論を重ねるのが、本来の審議会の姿**ではないでしょうか。理論的課題を壁のように立ちはだからせ、改正の必要なしと結論付けるのは、議論の在り方としては余りにも後ろ向きだと思います。また、本部会に対しては、多数の研究者、元裁判官、地方議会、各地の弁護士会などから、議論の内容はもとより、部会の構成や議事の進め方についても多数の意見が、批判や疑問も含めて寄せられましたが、今般の取りまとめに至るまで、そのような外部の声に真摯に耳を傾けられることはなかったよう思います。広く国民に向けられる重要な法律の改正に向けた議論の在り方として、この点には非常に疑問が残りました。

24

**村山委員**：（略）「附帯事項」ということは、必ずしも法律ではありませんので、どこまで参照してもらえるのかということからすると、「附帯事項」に載ったから、それでいいんだということで賛成できるかということ、そういう事柄ではないと私は思っています。

最後にもう一度申し上げたいのは、**本当に誤った裁判でいわれのない処罰を受けている方を救済しなければいけないという、これは本当に紛れもない正義**だと思うんで、それが実現しやすいような立法をしなければいけないということは明らかだと思うんですね。そのために、本当に今回の試案が大きく前進するような改正になっているのでしょうか。私はそういうふうには思えない。

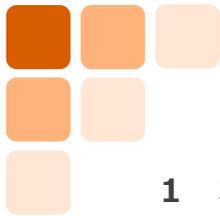
そのことが、これまでの議論の中でいろいろ教えていただきましたけれども、非常に強く不満の残るところもあり、最後にこういうような意見表明をしなければいけないということ自体、非常に私は悲しく思います。

25

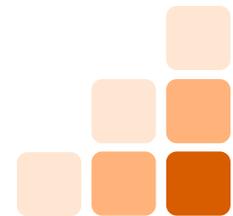
**田岡幹事**：（略）このように、「取りまとめ（案）」は、**証拠開示や再審開始決定に対する不服申立てなどの重要な問題について、法律に規定を設けずに運用に委ねる案である**といえます。しかし、裁判所も検察庁も従来の運用に問題があったという認識を表明しておりませんので、これでは法律が改正されたとしても、適切な運用がなされる保証はありません。「第3 附帯事項」には法的拘束力はなく、文言も抽象的です。これによって、運用を担保することはできません。法律により義務付けがなければ、運用の改善は期待できないと考えます。（略）

この会議は今日で終わると思いますが、刑事再審手続の検討、更には、通常審も含めた刑事手続の検討には終わりはありません。これからもまたえん罪事件がおそらく生まれるでしょうし、再審開始決定や再審無罪判決が出るだろうと思います。その際に、この部会における議論が参照されて、改めてまた見直しが検討されることを期待したいと思います。

26



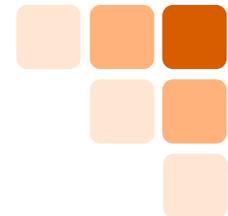
- 1 なぜ、再審法改正が法制審に諮問されたのか
- 2 再審関係部会では、どのような議論が行われたのか
- 3 再審関係部会の答申は、どのようなものか
- 4 法制審総会における裁決の結果は、どうなったか
- 5 いま、私達にできることは何か



27

### 3 再審関係部会の答申は、どのようなものか

---



#### (1) 答申（取りまとめ）の構成

- ア 調査審議の結果：要綱（骨子）案
- イ 附帯事項
  - ① 要綱記載の制度の運用事項
  - ② 要綱に記載されなかった事項の運用事項
  - ③ 今後の検討事項

28

### 第1 議論の経緯

法制審議会は、法務大臣から発せられた諮問第129号を受けて、近時の刑事再審手続をめぐる諸事情に鑑み、同手続が非常救済手続として適切に機能することを確保する観点から、刑事再審手続に関する規律の在り方について調査審議を行うため、令和7年3月28日の第202回会議において、刑事法（再審関係）部会を設置した。

以後、同部会において、計18回の会議を開催して、調査審議を重ね、令和8年2月2日、取りまとめを行った。

### 第2 調査審議の結果

刑事再審手続について、別添の「要綱（骨子）」記載の法整備を行うべきである。

### 第3 附帯事項

#### 1 別添の「要綱（骨子）」記載の制度の運用について

- (1) 「第1 再審請求書における証拠の提出命令等」について
  - 証拠の提出命令についての法整備を行うことにより、裁判所による証拠の提出・開示の勧告や検察官による任意の証拠の提出・開示という従来の実務運用が否定されるものではないことから、その法整備が行われた後も、個別の事案に応じ、これらが適切に行われることを期待する。
  - 証拠の提出命令の運用に当たっては、当部会における議論も参考にしつつ、関連性・必要性が認められる証拠の範囲が不当に狭くならないよう、その判断が適切に行われることを期待する。
  - 証拠の提出命令によるものを命じ検察官から提出された証拠の閲覧・謄写に当たっては、個別の事案に応じ、検察官において裁判所に対し、被害者等の氏名等を秘匿するか否かの判断に関する情報を提供した上で、裁判所において被害者等の氏名等を秘匿する措置をとるなど、被害者等の名望・プライバシー等への配慮が適切になされることを期待する。
- (2) 「第3 再審請求についての調査手続・審判手続等」について
  - 調査手続の運用に当たっては、個別の事案に応じ、再審請求者及び弁護人（以下「再審請求者等」という。）に再審請求の理由を記載した書面の補正を求めると、再審請求者等や検察官の意見を聴取することなど、適切な対応がなされることを期待する。
  - 審判開始決定に係る運用に当たっては、当部会における議論も参考にしつつ、「再審の請求の理由がないことが明らかであると認めるとき」などの要件を不当に広く解釈して安易に請求を棄却することのないよう、適切な判断がなされることを期待する。

#### 2 別添の「要綱（骨子）」において法整備の対象とされなかった事項のうち、

1

29

引き続き、運用によって対応することが考えられるものについて

- 再審請求の準備段階における裁判所不提出記録及び証拠物の閲覧・謄写については、検察官において、刑事訴訟法第47条の趣旨を踏まえ、個別の事案に応じ、適切な対応がなされることが望まれる。
  - 再審請求が予測される場合における国庫に帰属した証拠物の保管については、検察官において、証拠品事務規程第89条等の規定に基づき適切な対応がなされるとともに、それ以外の証拠物の保管についても、検察官において、個別の事案に応じ、被押収者の同意を得た上で保管を継続するなど、適切な対応がなされることが望まれる。また、捜査資料等の保管・管理については、警察において、適正な運用が確保されることが望まれる。
  - 再審開始決定に対する不服申立てについては、検察官において、もとより補給ありきではなく、慎重かつ十分な検討を確実に行った上で適切な対応がなされることが望まれる。
  - 再審請求についての決定に対して不服申立てがあった場合におけるものを含め、審理の迅速化方策については、裁判所において、個別の事案に応じ、打合せ手続の活用を図ることのほか、可能な限り、刑事再審手続に関する意見交換を行うなど、裁判所における運用の在り方について検討がなされることが望まれる。また、検察官及び弁護人においても、可能な限り、審理の円滑かつ迅速な遂行に向けた協力がなされることが望まれる。
  - 再審請求者が弁護人を選任していない場合については、裁判所において、そのことを踏まえつつ、事案の性質や手続の状況等も考慮して、適切な配慮がなされることが望まれる。
  - 再審請求書における被害者等の関係については、検察官において、個別の事案に応じ、被害者等に対し、再審請求に関する事柄を説明するなどするとともに、裁判所において、個別の事案に応じ、被害者等からの要望や問合せに対し、手続の状況を説明するなど、適切な配慮がなされることが望まれる。
- 3 今後の検討について  
今般の法整備は、刑事再審手続の在り方について重要な変更を加えるものであることに鑑み、その施行後、一定期間の運用の実績が蓄積された後に、客観的なデータを踏まえ、その運用の実情に関する正確な認識に基づいて、同手続が非常救済手続として適切に機能しているかについて検討を行うことが望ましい。

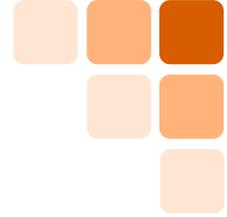
#### 【別添】

要綱（骨子）

2

30

### 3 再審関係部会の答申は、どのようなものか



#### (2) 再審請求審における証拠の提出命令等（いわゆる証拠開示）

##### ア 証拠の提出命令

- ① 基本的枠組み：裁判所提出型（⇔直接開示型） ※再審請求人に閲覧権なし
- ② 要件その1：再審請求理由との関連性による限定
- ③ 要件その2：必要性・相当性による限定（積極要件）

##### イ 証拠及び標目一覧表の提示命令（⇔証拠一覧表）

##### ウ 目的外使用禁止

31

別紙

#### 要綱（骨子）

##### 第1 再審請求審における証拠の提出命令等

- 1 証拠の提出命令**
- ① 「第3」229ウの決定（4において「審判開始決定」という。）をした裁判所は、再審の請求の理由に関連すると認められる証拠について、その関連性の程度その他の当該再審の請求についての裁判をするために提出を受けることの必要性の程度並びにその提出を受けた場合に生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により又は職権で、決定で、検察官に対し、当該証拠の提出を命じなければならないものとする。
- ② 裁判所は、①の決定又は①の請求を却下する決定をするには、検察官の意見を聴かなければならないものとする。
- ③ ①の決定又は①の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- 2 証拠又はその一覧表の提示命令**
- ① 裁判所は、1①の決定をするか否かの判断をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、当該判断の対象となる証拠の提示を命ずることができるものとし、この場合において、当該証拠の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを複製する方法により、提示を受けられるものとする。
- ② 裁判所は、1①の決定をするか否かの判断をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、その保管する証拠であって、裁判所の指定する範囲に属するものの標目一覧表を提示することを命ずることができるものとし、この場合において、検察官が当該一覧表を電磁的記録をもって作成したときは、当該一覧表については、その内容を表示したものを閲覧する方法により、提示を受けられるものとする。
- ③ ①又は②の場合においては、裁判所は、何人にも、①の証拠又は②の一覧表の閲覧又は謄写をさせることができないものとする。
- ④ ①から③までは、1③の即時抗告が係属する抗告裁判所について、準用するものとする。
- 3 証拠の閲覧・謄写**

3

32

刑事訴訟法第40条第1項及び第40条の2第1項の「訴訟に関する書類」に刑事確定訴訟記録法第2条第1項に規定する「刑事被告事件に係る訴訟の記録（訴訟終了のものに限る。）」が含まれることを明確化する。

#### 4 複製等の適正管理

弁護人は、再審の請求の手續において、裁判所が審判開始決定をした後に検察官から提出を受けた証拠を謄写したときは、その証拠に係る複製等を（刑事訴訟法第281条の3に規定する複製等をいう。5及び6において同じ。）を適正に管理し、その保管をみだりに他人にゆだねてはならないものとする。

#### 5 複製等の目的外使用の禁止

① 再審の請求をした者（検察官を除く。②及び6(1)において同じ。）、弁護人又は弁護人であった者は、4に規定する証拠に係る複製等を、次に掲げる手續又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供してはならないものとする。

ア 当該再審の請求に係る被告事件についての再審の請求の手續

イ アに掲げる手續において再審開始の決定が確定した場合における被告事件の審理その他の当該被告事件に係る裁判のための審理及び当該被告事件に関する刑事訴訟法第281条の4第1項第2号に掲げる手續（同号ホに掲げるものを除く。）

② ①に違反した場合の措置については、再審の請求をした者の再審の請求に係る利益又は再審における被告人の防御権を踏まえ、複製等の内容、行為の目的及び態様、関係人の名譽、その私生活又は業務の平穏を害されているかどうか、当該複製等に係る証拠が公開期日において取り調べられたものであるかどうか、その取調べの方法その他の事情を考慮するものとする。

#### 6 目的外使用の罪

① 再審の請求をした者が、4に規定する証拠に係る複製等を、5(1)ア及びイに掲げる手續又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処するものとする。

② 弁護人又は弁護人であった者が、4に規定する証拠に係る複製等を、對価として財産上の利益その他の利益を得る目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときも、①と同様とするものとする。

4

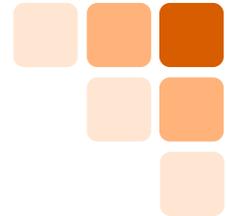
33

### 3 再審関係部会の答申は、どのようなものか

#### (3) 再審請求審・再審公判における裁判官の除斥

ア 原判決関与裁判官の再審請求審からの除斥

イ 再審請求審関与裁判官の再審公判からの除斥



34

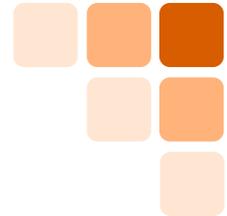
## 第2 再審請求審・再審公判における裁判官の除斥

- 1 裁判官は、再審の請求があった事件について、原判決に係る被告事件についての次に掲げる判決に関与したときは、職務の執行から除斥されるものとする。
- ア 刑事訴訟法第333条、第334条又は第336条の判決
- イ アの判決に係る刑事訴訟法第396条の判決
- 2 裁判官が、再審開始の決定が確定した事件について、当該再審開始の決定に係る再審の請求についての次に掲げる決定に関与したときも、1と同様とするものとする。
- ア 「第3」2②ア（イ）に係る部分に限る。若しくはイ又は刑事訴訟法第447条第1項若しくは第448条第1項の決定
- イ アの決定に対する即時抗告又は刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てを棄却する決定（当該即時抗告又は異議の申立ての手続がその規定に違反したことをのみを理由とする場合を除く。）

5

35

### 3 再審関係部会の答申は、どのようなものか



#### (4) 調査手続・審判手続等（いわゆるスクリーニング規定）

##### ア 要件

- ① 法令上の方式違反（ア）
- ② 主張自体失当（ウ）
- ③ 理由がないことが明らか（エ）

##### イ 効果

- ① 意見聴取の省略＋証拠の提出命令・事実取調べの禁止
- ② 審理終結日・決定日の指定・通知＋手続の受継

36

## 第3 再審の請求についての調査手続・審判手続等

## 1 再審の請求の方式

- (1) 再審の請求をするには、その理由を記載した書面を管轄裁判所に差し出さなければならないものとする。
- (2) ①の書面には、証拠書類又は証拠物及び原判決の裁判書の謄本（当該裁判書が電磁的記録である場合においては、当該裁判書に記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であってその内容が当該裁判書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの）を添えなければならないものとする。

## 2 再審の請求についての調査手続

- (1) 再審の請求を受けた裁判所は、遅滞なく、その請求について調査しなければならないものとする。
- (2) ①による調査をした裁判所は、次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからウまでに定める決定をしなければならないものとする。
  - ア 次の(7)から(9)までに掲げる場合 再審の請求を棄却する決定
    - (7) 再審の請求が法令上の方式に違反したものであると認めるとき。
    - (8) 再審の請求が請求権の消滅後にされたものであると認めるとき。
    - (9) ①の書面に記載された再審の請求の理由が明らかに刑事訴訟法第435条又は第436条第1項に規定する事由に該当しないと認めるとき。
  - イ 再審の請求の理由があることが明らかであると認める場合 再審開始の決定
  - ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 審判を開始する旨の決定
- (3) ②ア又はイの決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

## 3 再審請求書における事実の取調べ

- (1) 再審の請求を受けた裁判所は、2②ウの決定（②、4①及び6①において「審判開始決定」という。）をした後でなければ、事実の取調べをすることができない。
- (2) 再審の請求をした者（検査官を除く。4、5②及び6①において同じ）、弁護人又は検査官は、審判開始決定をした裁判所に対し、事実の取調べを請求することができる。

## 4 再審の請求についての意見聴取並びに審理を終結する日の指定及びその通知

- (1) 審判開始決定をした裁判所は、審理を終結するには、再審の請求について、再審の請求をした者（再審の請求をした者が有罪の言渡しを受けた者の法定代理人又は保佐人である場合においては、再審の請求をした者及び有罪の言渡しを受け

6

37

- た者）、弁護人及び検査官の意見を聴くとともに、審理を終結する日（以下4において「審理終結日」という。）を定めなければならないものとする。
- (2) 裁判所は、審理終結日を定めるには、審理の終結について、再審の請求をした者又は弁護人及び検査官の意見を聴かなければならないものとする。
- (3) 審理終結日は、再審の請求をした者、弁護人及び検査官に通知しなければならないものとする。
- (4) 裁判所は、再審の請求をした者、弁護人若しくは検査官の請求により、又は職権で、審理終結日を変更することができるものとする。
- (5) 審理終結日を変更するには、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、再審の請求をした者又は弁護人及び検査官の意見を聴かなければならないものとし、ただし、急迫を要する場合は、この限りでないものとする。
- (6) 裁判所は、適当と認めるときは、再審の請求をした者、弁護人若しくは検査官の請求により、又は職権で、決定で、終結した審理を再開することができるものとする。

## 5 再審の請求について決定をする日の指定及びその通知

- (1) 裁判所は、審理を終結したときは、速やかに、再審の請求について決定をする日（以下5において「決定日」という。）を定めなければならないものとする。
- (2) 決定日は、再審の請求をした者、弁護人及び検査官に通知しなければならないものとする。
- (3) 裁判所は、決定日を変更することができるものとする。

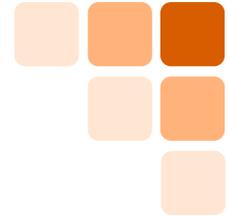
## 6 再審請求手続の受継

- (1) 審判開始決定があった場合において、再審の請求をした者が死亡したときは、再審の請求の手続は、中断するものとする。この場合において、刑事訴訟法第439条第1項第2号から第4号までに掲げる者は、その手続を受け継ぐことができるものとする。
- (2) ①による受継の申立ては、再審の請求をした者の死亡の日から1箇月以内にしなければならないものとする。
- (3) ①による中断があったときは、期間（②の期間を除く。）は、進行を停止するものとする。この場合においては、①による受継があった時から、新たに全期間の進行を始めるものとする。
- (4) ②の期間内に②の申立てがないときは、裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならないものとする。

7

38

### 3 再審関係部会の答申は、どのようなものか



- (5) 刑の執行停止時期の明確化と拘置の執行停止
- (6) 即時抗告等の期間の延長
- (7) 費用補償

39

#### 第4 刑の執行停止時期の明確化と死刑確定者の拘置の停止

- 1 検察官による刑の執行停止時期の明確化  
管轄裁判所に対応する検察庁の検察官は、再審の判決が確定するまで、刑の執行を停止することができるものとする。
- 2 死刑確定者の拘置の停止
  - ① 検察官は、1により死刑の執行を停止したときは、刑罰法11条第2項の規定による拘置（②において単に「拘置」という。）を停止することができるものとする。
  - ② 裁判所は、刑事訴訟法第448条第2項の規定により死刑の執行を停止したときは、決定で拘置を停止することができるものとする。

8

40

## 第5 再審の請求に係る決定に対する即時抗告等の提起期間の延長

- 1 「第3」2箇々の決定後の刑事訴訟法第447条第1項又は第448条第1項の決定に対する即時抗告の提起期間は、同法第422条の規定にかかわらず、14日とする。
- 2 1の即時抗告に係る抗告裁判所の決定に対する刑事訴訟法第433条第1項の抗告の提起期間は、同条第2項の規定にかかわらず、14日とする。

(注) 即時抗告に関する規定は、刑事訴訟法第429条第3項により、同条第2項の真議の申立てに替って適用されるため、1の決定に対する真議の申立ての提起期間及びその真議の申立てに係る高等裁判所の決定に対する第433条第1項の抗告の提起期間も、14日となる。

9

41

## 第6 再審請求手続に関する費用補償

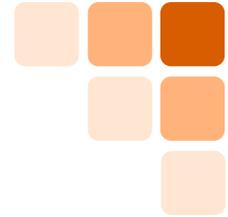
- 1 補償の要件等  
刑事訴訟法第188条の2第1項に規定するもののほか、再審開始の決定が確定した事件について、無罪の判決が確定したときは、国は、当該再審開始の決定に係る再審の請求をした者（検察官を除く。2(ロ)において同じ。）に対し、当該再審の請求の手続に要した費用の補償をするものとし、ただし、その者の責めに帰すべき事由によって生じた費用については、補償をしないことができるものとする。
- 2 補償する費用の範囲  
(ロ) 1により補償される費用の範囲は、1の再審の請求をした者又はその弁護人であった者が当該再審の請求に係る審判の手続に出席するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護人であった者に対する報酬に限るものとし、その額に関しては、刑事訴訟費用に関する法律の規定中、再審の請求をした者については証人、弁護人であった者については弁護人に関する規定を準用するものとする。  
(ハ) 裁判所は、(ロ)の審判の手続に出席した弁護人が二人以上あったときは、事件の性質、審理の状況その他の事情を考慮して、(ロ)の弁護人であった者の旅費、日当及び宿泊料を主任弁護人その他一部の弁護人に保るものに限ることができるものとする。

10

42

### 3 再審関係部会の答申は、どのようなものか

---



#### (8) 削除された事項

- ア 再審開始決定に対する検察官の不服申立て（いわゆる検察官抗告）
- イ 再審開始事由
- ウ 国選弁護制度
- エ 手続規定（期日の指定、事実取調の立会い・結果の通知、審理の公開等）
- オ 刑の執行停止 など

43

**田岡幹事：**（略）元々、川出委員は、再審開始決定に対する不服申立てを禁止あるいは廃止すべきかについては、一律にこれを禁止することは相当でないという御発言をしておられました。一律にという以上は、当然、検察官が不服申立てをすべきではない事件と不服申立てをすべき事件があるという認識を前提しておられるのだと思います。例えば、福井事件における第一次再審請求審の再審開始決定に対する不服申立ては、これは適切な不服申立てであったと、慎重かつ十分な検討を行った上でなされたものだったと、今でも認識しておられるのでしょうか。そうだとすれば、この認識は、私どもとは決定的に異なっておりまして、このような不服申立てが今後なされるというのであれば、これは**諮問に沿った回答にはなっていない**といわざるを得ないと思います。

44

**玉本幹事（法務省）**：（略）現状の一般的な評価については様々な考え方があり得るものの、今後の権限行使の在り方として、より慎重かつ十分な検討が確実に尽くされることが重要であるということについては、認識が共有されていると考えられましたので、その限度でこういった記載を御提案させていただいているところです。

**田岡幹事**：ただいまの玉本幹事の御発言をそのまま附帯事項に盛り込むと、当部会における議論を踏まえて、より慎重かつ十分な検討を確実に行うと、このように書くことが適切ではないでしょうか。

**玉本幹事（法務省）**：御提案のように「より」と書きますと、それは現状に問題があることを前提とする記載ではないかという理解もあろうかと思いますので、事務局としてはこのような記載ぶりを御提案しているものです。

45

**鴨志田委員**：（略）最後になりますが、検察官の不服申立ての論点については、是非とも取りまとめにも両論併記をしていただきたいと思います。（略）

**田岡幹事**：私は、両論併記にすべきかと考えております。

**大澤部会長**：採決すべきとおっしゃった趣旨は、両論併記にすべきかどうかについて採決すべきということでしょうか。

**田岡幹事**：そうです。

**大澤部会長**：だから、そういう動議を後ほど出されるということでしょうか。

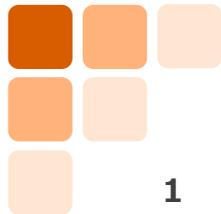
**田岡幹事**：私は、幹事なので、そういう動議が出せるのかどうか分からないんですが、賛否の数を問題にするのであれば、少なくとも委員の皆様の意見を聞くべきで、私はその数に入りませんが、今の時点で拮抗しているかしていないかは分からないのではないのでしょうか。議論を踏まえて、改めて、今この段階における意思を確認するのが筋であると思えます。

46

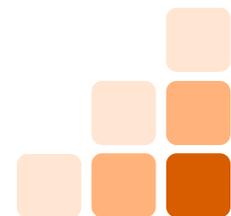
この部会の構成員のメンバーを見ますと、研究者と法曹三者しかおりません。（略）当部会の役割というのは、刑事法の専門家、あるいは実務家の観点から、理論的・実務的な課題を解明することにあるわけですが、その課題を踏まえた上で、両論あり得る場合には、一般有識者の方も含めて法制審議会総会において最終的な答申を取りまとめることが期待されているわけですので、部会の案がそのまま何か総会で取りまとめられることを前提とするような諮問に対する意見というのは、そもそも適切ではないのではないのでしょうか。この部会においては、理論的・実務的な観点から検討を行った結果、**両論あったというのであれば、その両論あったことを総会に報告し、総会において決めていただければよいのではないか**と思います。

**大澤部会長**：今の両論併記の点につきましては、いただいた御意見も踏まえて考えますところ、一つの結論を定めて採決するというのが、これまでの慣例でもありましたようですので、部会長としては、そのように進めさせていただきたいと考えておりますがよろしいでしょうか。

47

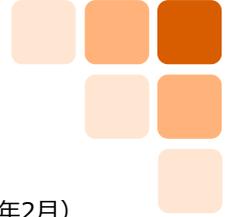


- 1 **なぜ、再審法改正が法制審に諮問されたのか**
- 2 **再審関係部会では、どのような議論が行われたのか**
- 3 **再審関係部会の答申は、どのようなものか**
- 4 **法制審総会における裁決の結果は、どうなったか**
- 5 **いま、私達にできることは何か**



48

## 4 法制審議会における裁決の結果は、どうなったか



- (1) 裁判官 6 3 名声明、研究者 1 3 5 名声明、研究者 4 名意見書、新聞協会声明
- (2) 総会における採決：反対 4（毛利・河村・富所・早稲田）、棄権 1（芳野）（2026年2月）

### 法制審議会委員等名簿

令和7年9月18日現在

会長	中央大学大学院教授	佐伯仁志
委員	日本製鉄株式会社特別顧問 住友化学株式会社取締役監査等委員長 主 婦 運 合 会 会 長 東京大学名誉教授 早稲田大学法学部教授 （茨城大学名誉教授） 同志社大学院司法研究科教授 同 志 社 大 学 教 授 読売新聞東京本社論説副委員長 東京都立大学大学院教授 早稲田大学法学部教授 中 央 大 学 大 学 院 教 授 次 長 慶應義塾大学法学部教授 日本労働組合総連合会会長 弁護士（第二東京弁護士会所属）	内野政典 大河吉子 近藤憲志 藤崎博 高橋浩 富所利和 山田利和 山本元野 横野友希 早稲田
幹事	最高裁判所事務総局局長 法務省刑務局長 法務省民事局長	清藤健一 佐藤信博

**芳野委員（連合）**：1点目は、証拠の提出命令制度の新設についてです。（略）提出命令の要件として、審判開始決定をした裁判所は、再審請求理由に関連する証拠であって提出を受ける必要性の程度、弊害の内容・程度を考慮し、相当と認めるときに限定されたことに対し、えん罪被害者や弁護士、報道関係者のみならず刑事法研究者、現役裁判官、元裁判官からも、**再審の門戸を狭めかねない**との懸念が示されたと承知をしております。

2点目は、再審開始決定に対する検察官の抗告禁止見送りについて触れたいと思います。再審開始決定に対する検察による抗告は、えん罪被害者救済までの期間が長期化する大きな要因の一つであるため、禁止すべきと指摘されてきたと承知しておりますが、要綱（骨子）に記載されませんでした。（略）そもそも**附帯事項の表現では、現状の運用と何も変わらない**ことが懸念されます。

51

**河村委員（主婦連）**：衆議院解散前の数字ですけれども、国会議員の過半数を超える議員が加盟する議員連盟が、限定のない証拠開示と検察官抗告の禁止などを内容とする法案を国会に提出した事実もございます。（略）このように、国民の声を代表する議会や国会も、証拠開示を広く認めること、検察官抗告を禁止することに賛同しており、このような改正を実現することでえん罪被害者の速やかな救済を実現することを求めているといえます。えん罪被害者を確実に救済するための再審法改正という原点に立ち返ると、**本答申案は多くの国民の声に応える内容となっているとは言えず、不十分と言わざるを得ません。**

52

**富所委員（読売新聞）**：（略）証拠開示の目的外使用に関する罰則の創設です。これについては日本新聞協会が反対の声明を出していますし、私も報道に携わる立場から大変懸念を抱いております。静岡の一家四人殺害事件の再審請求審では、検察が開示した5点の衣類のカラー写真を弁護側が支援者らに共有して実験が行われ、それが報道もされて、結果的に袴田さんの再審無罪につながりました。こうした情報開示に罰則が設けられれば、再審請求者や弁護士を萎縮させるだけでなく、十分な報道ができなくなりかねません。特に、再審請求審は通常審と異なり非公開で行われています。**裁判は非公開、証拠開示には罰則となれば、国民の知る権利への悪影響は看過できない**と考えます。

53

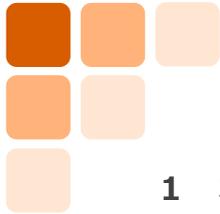
**早稲田委員（日弁連）**：国会ではえん罪被害者の再審法改正を早期に実現する議員連盟が、先ほどの衆議院解散前では371名の議員連盟の精力的な活動もあって、昨年の通常国会に議員立法案が提出されました。その提出理由を見ると、再審制度によってえん罪の被害者を適切かつ迅速に救済し、その基本的人権の保障を全うするとあり、えん罪被害者の救済という目的を明確に打ち出しています。そして、内容的にも、証拠開示については再審請求理由におよそ関連しない証拠を除き幅広く開示を命じることとしておりますし、証拠開示事請求の手掛かりが得られるよう、送致書類等目録、いわゆる証拠リストも開示対象とされております。再審開始決定に対する検察官の不服申立てについては、一律に廃止することとしております。これらの点については、**答申案よりも議員立法案の方がはるかに優れている**といえます。

54

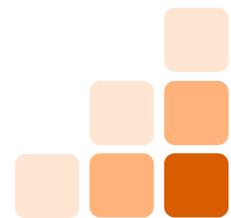
**毛利委員（京都大学教授）**：（略）憲法37条1項が被告人の公開裁判を受ける権利を保障し、さらに、憲法82条1項は、裁判の対審及び判決は公開法廷でこれを行うと規定し、同条2項がこの裁判の公開の例外を厳しく限定しているのも周知のとおりです。憲法は、裁判当事者の活動が非当事者である一般市民の批判的な評価にさらされながら行われることによってこそ裁判の公正が確保できるという考え方に立ち、裁判の公開を非常に重視しているといえます。（略）

私としては、再審請求に対して再審開始決定がなされれば直ちに同一の裁判所で再審公判に移行することとし、上訴の機会はその判決に対して保障するという制度の方が、**裁判の公開を非常に重視している憲法の趣旨に沿う**のではないかと考えざるを得ません。

55

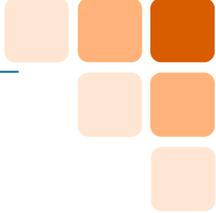


- 1 なぜ、再審法改正が法制審に諮問されたのか
- 2 再審関係部会では、どのような議論が行われたのか
- 3 再審関係部会の答申は、どのようなものか
- 4 法制審総会における裁決の結果は、どうなったか
- 5 いま、私達にできることは何か



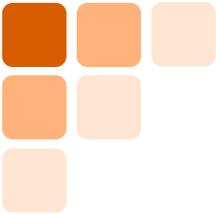
56

## 5 いま、私達にできることは何か

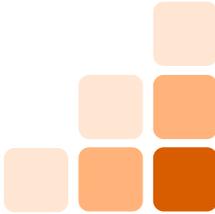


- (1) 2.25院内集会（日野町事件特別抗告棄却決定）と2.26議連総会
- (2) 第221回国会（特別会）予算委員会における質疑と高市首相の答弁
- (3) 与党の党内審査と議員立法提出の見通し
- (4) えん罪被害者を救済する再審制度
- (5) そもそも、冤罪を生まない刑事司法制度（捜査・第一審・上訴審）

57



**ご静聴いただき、  
ありがとうございました。**



58